



6月開校 北村山地区会場

OAシステム科

- ✿ 初心者でも基礎からしっかり学べます！
- ✿ パソコンの基礎から活用法までを習得！
- ✿ ワード・エクセルの資格取得にチャレンジ！
- ✿ 就職支援による早期再就職をバックアップ！

受講生募集



訓練期間	平成29年6月20日(火)～平成29年9月19日(火) 3ヶ月間 基本時間 9:00～15:50 ※休日:原則として土、日、祝日、お盆(8/13～8/15)
訓練場所	東根高等職業訓練校（職業訓練法人東根職業訓練協会） 東根市中央一丁目3番1号 東根市職業訓練センター内 ※裏面「地図」を参照ください。
定員	15名（最少催行人員10名）
対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをしている方で、職業に必要な技能・知識を習得して再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方
受講料	受講料は無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料等の約13,000円、並びに検定受験料（コンピュータサービス技能評価試験1科目につき3級5,250円、2級6,580円）等は個人負担となります。
募集締切日	平成29年5月29日（月）
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。 手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。
説明会	参加者：受講申込者（欠席等の場合は選考対象者となりません。） 日時：平成29年6月1日（木） 午前10時30分から (時間厳守) ※ 開始10分前までに受付を済ませてください。 場所：東根高等職業訓練校（裏面地図参照） 内容：訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物：筆記用具（鉛筆・ボールペン等）を持参してください。

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1

TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>

クリック

山形 職業

検索

◆訓練の概要◆

【訓練目標】 パソコンの基礎知識及び技能から実務における実践的活用法を習得するとともに就職に必要な知識等を習得し再就職を目指す。

【目指す職務】 OA 機器を使用する職務全般

【訓練カリキュラム】

総訓練時間（目安） 362H

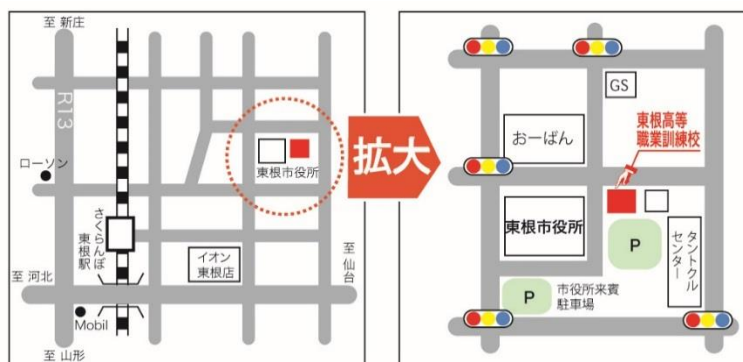
科目	科目の内容	時間数
パソコン基礎	パソコンの仕組み・機能、Windows の基本操作・設定、文字入力、ファイル管理、インターネット、電子メール	20H
情報リテラシー	情報の検索、情報活用術、ハードウェア・ソフトウェアの種類と役割、記憶媒体、プリンタ、ネットワーク、情報セキュリティー、トラブル対策	23H
文書作成	文書作成の基礎知識、表や画像・図形を含む実践ビジネス文書作成	60H
表計算	表計算の基礎知識、表の作成、数式・関数の設定、グラフ作成などによる実践ビジネス資料作成	81H
プレゼンテーション	プレゼンテーションの基礎知識、スライドの作成方法、スライドショー、実践ビジネス資料作成	30H
データベース	データベースの基礎知識、データベースシステム設計、データベースシステムの基本作成（テーブル、リレーションシップなど）	59H
総合演習	各種アプリケーションソフトウェアの実践活用術	50H
就職支援 他	ビジネスマナー、ビジネス・コミュニケーション、応募書類の書き方、面接の仕方 他	39H

【その他】 Windows7、Microsoft Office 2010 を使用

※キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。

【説明会・訓練会場】

東根高等職業訓練校
 （東根市職業訓練センター内）
 住 所：東根市中央一丁目 3 番 1 号
 電 話：0237-43-2345
 駐車場：無料駐車場あり
 （施設前、市役所正面）



【ご相談・お申込窓口】

山 形 公共職業安定所	〒990-0813	山形市桜町 2-6-13	TEL 023-684-1521
米 沢 公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池 3-1-39	TEL 0238-22-8155
新 庄 公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	TEL 0233-22-8609
長 井 公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町 15-5	TEL 0238-84-8609
村 山 公共職業安定所	〒995-0034	村山市楯岡五日町 14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江 公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西 340	TEL 0237-86-4221

※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。
 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職のお申込みをしている公共職業安定所にご相談ください。